

2003 年 12 月 12 日

海の平和と職場の安全を求め、有事法制の発動を許さない決議

われわれ船員は先の大戦で6万人を超える尊い犠牲者をだした。本組合はこの悲惨な体験を糧に「再び海を戦場にしてはならない」と決意して、今日まで海の平和を希求する運動を進めてきた。

しかしながら、小泉内閣は有事関連3法を国民の根強い反対にもかかわらず本年6月参議院本会議で可決成立させた。われわれ海で働く者にとって重大な危惧と不安の念を抱かざるを得ない。

有事法制を発動させるためには、米軍を支援する法制、自衛隊を円滑に行動させる法制、国民の協力を強要する国民保護法制など多くの個別法を整備する必要があるといわれている。

このような中、政府は10月3日、自衛隊への協力を強制する業務従事命令の対象などを定めた改正自衛隊法施行令を閣議決定した。有事法制が発動された場合、医師・看護師などの医療関係者、建設業者、鉄道事業者、船舶運航事業者、港湾運送事業者、本邦航空事業者などに従事命令が下され、そこで働く労働者が戦争への加担を強要されることが最も危惧される。

われわれ船員は、わが国が軍事力を行使しない平和憲法のもとで、日本経済を支える海上輸送の使命を果たしてきた。海洋国であるわが国が諸外国との友好を基調として、国民の生活を支え、船員が安全に働くためには平和な海こそが絶対的な条件である。

われわれは有事法制廃案に向け、共に行動してきた陸・海・空・港湾労組20団体を中心とした労働組合および賛同する市民団体と協力し、業務従事命令の対象事業者をはじめ、いっそう広範な世論喚起に取り組むなど、有事法制の具体化と発動を許さないために、あらゆる行動を推進する。

以上、決議する。

2003 年 11 月 7 日

全日本海員組合
第64回定期全国大会